

日本醫學雜誌

第6卷 第2号

昭和31年3月1日発行

原 著

中神琴溪の精神病の治療に就て……………山 田 照 胤……(1)

梶原性全の生涯とその著書(1)……………石 原 明……(9)

史 料

錦小路家文書(1)……………山 崎 佐……(21)

雑 報

第58回総会予告……………(7)

人 事 消 息……………(7)

新 刊 紹 介……………(42)

通卷第1340号

日 本 医 史 学 会

東京都板橋区大谷口町724 日本大学医学部内山生理

振替口座 東京15250番



武田薬品

神経痛

リウマチに...

新型V₁₂B₁剤アリナミンは、従来のV₁₂B₁剤に比べて体組織・神経組織との親和性が強いいため、特に神経痛リウマチ等に対して、注射療法は勿論、内服によっても優れた効果を発揮する。

- 〔特長〕
- ① 組織内によく移行し、長時間貯蔵される。
 - ② 投与後、短時間にB₁₂の血中濃度が上昇し、しかも濃度が高く、持続時間も長い。
 - ③ 体内の結合型 B₁₂(コ・カルボキシラーゼ) の増加は極めて顕著である。

〔効能〕 神経痛、神経炎、リウマチ、神経手術後の神経麻痺・知覚障害、坐骨神経痛、顔面神経麻痺、視神経炎、食欲不振、消耗性疾患の補助療法、甲状腺機能亢進、湿疹、脚気及び脚気様症状、疲労、便秘等。

☆健康保険点数☆
注射液 1cc 1管
静注……………8点
皮下・筋注……6点
錠剤も健保採用

チオール型V₁₂B₁誘導体制剤 (T.P.D.)

アリナミン

【包装】 注射液 1cc (5mg) 10管 糖衣錠 (1錠=5mg) 30錠・100錠

大阪市東区道修町 武田薬品工業株式会社 東京・札幌・福岡

中神琴溪の精神病の治療に就て

山田照胤

其の一 緒言

中神琴溪は寛保三年（一七四三年）近江の国山田村に生れ、三十才にして医学を志し、四十九才の時京都へ上り、以後独特の治療を以て名を成したが、天保四年（一八三三年）九十一才で故郷の地に没した。従つて琴溪の活躍した時代は略々一七九二年—一八三三年の間であつた。

琴溪が好んで行つた治療は、吐方法、（吐方）灌法（灌水）、及び披鍼（瀉血療法）であり、其の外に輕粉（水銀粉即ち塩化第一水銀）を用いて梅毒の治療を行つてゐるが、何れも峻烈な方法が多かつた。

琴溪は以上の方法及び薬物を自由自在に取捨採択して、常に常則に拘束されない極めて自由な治療を、その都度臨機応変に行つて、奇効を挙げたと言ふことである。

従つて琴溪の治療には種々な奇病が多く、その中には精

神病と思われるものの治療を数多行つてゐる。此れ等は著書「生々堂医譚」、「生々堂治験」に最も多く見られる。

其の二 精神病の治療概論

1 概説 〓 琴溪が精神病を治療した方法には前述の吐方法、灌水（法）、披鍼の他に薬物療法及び精神療法がみられる。

2 吐方 〓 吐剤を内服させて嘔吐させる方法で、一種のシヨック療法である。

吐方は琴溪以前にも、奥村良筑が始めて此れを行い、更に山脇東門、永富独嘯菴、惠美三白等が行つてゐるが、何れも治療例として發表したものは少数であつて、琴溪の症例には及ばない。

琴溪は此の法に、主として瓜蒂散を用いたが、その他に三聖散、一物瓜蒂散、瓜蒂赤小豆末等を薑汁（註）或は蘿蔔

葉汁(註二)等で飲ませた。(註一「なづな」の汁、註二大根葉の汁)嘔吐は服薬後直ぐに起ることもあり、半日、或は一日後に起ることもあつて、人に依り一定しないが、多くの場合其の際に多量の吐物(粘液痰一升余と記載がある)を吐したということである。

3 灌法Ⅱ此の方法も亦琴溪以前にも京都郊外岩倉附近などで、精神病患者を滝に打たせて、治療をしたと云う事である。

琴溪は患者の頭から水をあびせたり、小児などは大きな器に水を満たして、患者をその中に入れ適当な時に上げ、その後で温く着物で覆つて発汗させた。

4 披鍼Ⅱ一種の瀉血療法で、皮膚の一部を切開又は穿刺して瀉血をする方法であつて、琴溪が沙病と言つた疾患系に就て行つたものである。沙病というのは今日の血管運動神経の機能障碍などを含む一種の血液循環障碍で、皮下鬱血或は皮膚の毛細管拡張など、体表に症状の現われる場合を言つたものと考えられる。尙沙病の一部に精神症状を現わした例があつたのである。

4 薬物療法Ⅱ精神病と考えられる患者の治療に用いた薬方には幾つか見られるが、此れらに關しては、後述の症

例に就て夫々記載する。尙前述の諸法との併用が多くみられた。

5 精神療法Ⅱ精神療法に就ての記載は極めて少いが皇国名医伝に、長年萎癖(下肢の運動麻痺)を患い、あらゆる治療が効果を示さなかつた石山寺の童僧を、琴溪は琵琶湖畔に誘い出して、突然湖上に突き出た木の枝に縛り付け、『汝の様に役に立たない人間が生きていても無駄だから、死んで魚の餌になつてしまえ』と言つて、刀を抜いて、つきつけた。驚いた童僧は恐れ戦のいた挙句失心してしまつた。すると琴溪は此れを手早く助け下して、氣附け薬を与え、更に下肢を按摩した。童僧が意識を回復した時には歩行が出来る様になつて居り、やがて常人の如くになつた。とあるが、此の例などは一種の精神療法であらう。尙此の童僧はヒステリー様の仮性麻痺であつたものと考えられる。

其の三 症例及び其の考察

次に琴溪が治療した奇病のうち精神病と思われる症例を挙げ、其れらが現今の如何なる疾患に相当するかを考察してみた。但し症候の記載が極めて粗雑であるので、病名の確実な推定は困難であつた。

1 吐方に依る治療例

(1) 夷川間街の北、井筒屋喜兵衛の妻、(年不詳)は、狂癩(精神病)を發し、刀を以て自ら傷つけ、或は井戸に投身せんとする自殺企図を示し、時には終夜狂躁状態及び不眠を呈するが、緩解時には謹み深く、温順で、女一通りの仕事にも誤りがなかつた。此れを瓜蒂散一錢五分(一・五匁)を以つて吐方法を行い、治癒せしめ、再発しなかつたとの記載がある。此の例は精神分裂病と云うよりもむしろ躁鬱病ではないかと考えられる。

(2) 松原寺街の東小川屋万助の婢は、狂癩を發し、瓜蒂散を与えたが、嘔吐せずに非常に下痢をした。二度目に大いに吐して軽快したが、後になつて再発したとある。此の例は精神分裂病であろう。

(3) 某婦人、(三十余才)は、幼少より癩癩を患ひ、長ずるに従ひ、次第に増悪し、一日に一二回大發作を起し、遂には心悸亢進、不眠、食思不振及び不安状態等の精神症状を示す様になつた。此の精神症状に対して、柴胡加竜骨牡蠣湯を用いて大いに効があり、其の後で、瓜蒂散五分(〇・五匁)を用いた吐方を行うことを十六回、約一年間を要して發作が起らなくなつた。然るに治療を止めてか

ら、雷が非常に嫌いであつたその患者は、雷鳴を聞く毎に發作を起した。すると患者は自分で瓜蒂散を用いて吐方を行い、遂に雷を恐れなくなつたと記載されている。

(4) 下魚棚室街の西綿屋弥三郎の妻はよく笑い、何事によらず見聞きする毎に笑いが起り、笑い始めると笑いが止まらず、棒腹絶倒し、呼吸困難を起す程であつて、自分でも此れは病氣であると考えていた。此れは瓜蒂散一錢を以て吐方を行い、治癒せしめ再発しなかつたとある。此の例は癩病の精神發作に類する笑いの發作と考えられる。

(5) 城州梅端真休寺の住職は、自殺企図、言語錯乱、下脚の痙攣及び歩行不能を呈したが、同様にして治療している。此の例はヒステリー性の下脚痙攣及び麻痺であろう。

3 灌水に依る治療例

(1) 建仁寺街近江屋某の娘は、八才の時から狂病を患ひ、時に意識蒙朧となつて意味の無い事を言う。發作は次第に多くなり十四才の春より一層頻回となつて、毎夜三四回發し、諸種の治療も効果がなかつたが、灌水に依り治癒し、再発しなかつたとの記載がある。此の例は癩癩の精神發作と考えられる。

(2) 京師建仁寺五条下町海老屋某の娘十六七才は、半

年前より癲癇の如く時々卒倒した。三十日間の灌水及三聖散を用いた吐方で治癒し、再起しなかつたとある。

(3) 女児の急驚(ひきつけ)を家人が吐方を恐れた為、手遅れとなり治療により、一時は意識を回復したが、其の後死亡した。此れは果して琴溪の言う通り早期に治療すれば回復したものの可否かは疑問である。

(4) 京都三条通松の木町真覺寺の住僧は、常に思い悩んで、鬱々とし、事毎にもの憂い様に見えたが、灌水により全く常の如く回復した。此の例は抑鬱反応反は鬱病であるうが明確な推定は出来ない。

(5) 越中某村の生れ義次郎という者、大津で雇夫となつて働いていたが、或日突然痴呆の様になり、精神が蒙朧として、何も分からなくなつた。(恐らく見当識を失つた状態であろう) 此の様な状態が七八日続いたので、灌水を行い全く常に復したと記載されている。此の例は緊張病性昏迷の状態ではなからうか。

3 披鍼に依る治療例

(1) 堺街某旅館に泊つている四十才ばかりの客が、突然疾を發し、始めは室内を走り廻り、大声でわめき、制止する者があると噛みつくので如何ともし様がなかつたが、そ

のうちぐつたりとして、呼吸も浅表となり、四肢厥冷し、瞳孔が動かなくなり、意識も蒙朧となつた。曲池(註一)を穿破して瀉血したが出血せず、膏肓(註二)を刺しても一二滴しか出血せず、口吻を刺して始めて黒血が湧出して、次第に回復した。その後桃仁承氣湯三貼を与え、やがて全快した。此の例の如き疾患が現今の何病に相当するかは明確でないが、強いて考えれば精神分裂病の興奮及び昏迷状態であろうか。(註一、二は鍼灸の経穴)

(2) 江州山田村の農夫藤左衛門は三十才許であつたが、三年前から時々息切れと、腹中に何か物があつてそれが胸へ衝き上げてくると言うので、茯苓建中湯を与えて、瀉血を行い、忽ち回復したとある。

(3) 門人某の治驗に五十才許りの某婦人が、六年前から視力障碍で夜は人の顔の判別も全く出来ず、眼裂が細くなつて糸の様になり、又歩行に際して脚が脱力し不安であつた。披鍼に依り精神が爽快になり、視力が忽ち回復し、歩行も楽になつたとある。前例及び本例は共に現今のヒステリーの類系と考えて良いのではないだろうか。

4 精神療法に依る治療例

前述の例の他本例の如き記載がみられた。三才の小児

で、非常に多食であつて、少しの間でも口に何か食物を入れていないと気が済まず、之を禁ずると猛烈に泣きわめいて、母親を罵る。大便は下痢で時に全く消化していない。琴溪は此れは疳虫であるから、薬では治療することが出来ないと言つた。(疳とは現今の精神神経症に当る)然し以前に同様な例に会つたが、その際には患児の家が貧しくていろいろな薬を買つてのませる事が出来ないで、父母は泣く泣く『どうせ治らずに死ぬものならいつそ子供が欲しがるだけ物を食べさせてやろう。』と言つて、何も彼も思う存分食べさせた所が、食べる丈食べたら反つてその多食が治つてしまつたという様な事があるので、此の例にも、薄い粥を作つて、子供の欲しがる丈食べさせたら良いと、母親に教えた。母親は教えられた通りにした所が、一月余りで効果が有り、さしもの多食が治つたとある。此の例は琴溪が何事にも拘泥せず、常に自らの機知と経験を自由自在に發揮した点を知るのに好個の症例であらう。

5 薬物療法に依る治療例

薬物療法としては前述の様に他の特殊治療と併用したものが多く、此処に述べる様な薬物単独の治療例も少くない。此れらの症例は、主として反応性精神病或は精神神

経症、ヒステリーの類系であつて内因性精神病の例は見られない。

(1) 或る五十才余の婦人が非常に怒り易くなつて、怒ると下腹部より何物かが上つて来て心を衝き、その為卒倒し且牙関禁忌を呈する様になつた。此の様な発作状態は約一時間続き、自ら覺醒するという。斯かる発作は月に一二回起る。という例に就いて柴胡加竜骨牡蠣湯を投与して数旬にして治癒したとの記載がある。此の例はヒステリーの発作と考えられる。尙本例の他にも三十才の男子の奔豚(ヒステリー発作)で百治無効のものに茯苓桂枝甘草大棗加大黃湯に反胃丸を兼用し旬余にして治癒した。という様な例も記載されている。

(2) 夢中遊行—天津の人某の一女年十六才は奇疾が有り、毎夜十時になると家人の熟睡を待つて起き出し、舞を舞つた。その舞の上手なことは、一流の舞妓の様であつた。午前三時に到ると舞を止めて、寢てしまい、翌朝には全く平常の如くに行動し、飲食も変らなかつた。本人にその話をして全く知らず、且、信じなかつた。此の疾患に甘草瀉心湯を与えた所数日で夜中の舞が止んだとある。尙琴溪は本例を狐惑病としている。

(3) 憑依症状を呈した驚愕反応——大津の一婦人が猫が櫃の中に居るのを知らずに、誤つて蓋をしてしまい、二—三日後に此れを開けると、猫は飢えの為、瘦せ衰え且、目をひからせてとび出したので、婦人は非常に驚き、その後病氣になつた。その症状は、さげび声や起居の動作が総べて猫の様であつた。此の患者は甘草瀉心湯で治癒したと記載されている。

(附) 狐惑病に就て

琴溪が狐惑病としたものには前述の夢中遊行の如きものの外に、憑依妄想或は幻覚などを呈するもの、或は分裂病に於ける緊張病性興奮又は昏迷状態、衝奇症を呈するものなど種々な場合があつた様に考えられる。

次にその一例を述べると、

同街の奈良屋五良右衛門の息子の五良吉という十四—十五才の少年が、或日親の使いで六角堂の近所へ行つたが正午すぎに出て行つたのに、夕暮になつても歸らないので、家中で心配し、近所の人まで頼んでさがしていると、雪駄を何所かに棄てて古い草履をはき、帯も棄てて繩を帯とし、もどりを藁で結び、精神状態も平常でなく、眼をす

え、頻りに意味のないことを言い、狂躁状態を呈して歸つて来た。琴溪は此れを、『狐の所為なることを疑いなし』と言ひ、番木別子(なんばんからすり)の入つた薬袋をとり出し口を開いて、其の臭いがかがせた所、大に恐れて『只今離れるべき旨』を云つたので琴溪が眼を怒らせて大に叱りつけた所忽ち夢が覚める様に正気になつた後、熟睡し、翌日には正常に復した、とあるが、琴溪自身狐惑病は狐が憑くものと信じていた様である。尙此の例は分裂性反応の如き一過性の疾患であつたのではないだろうか。

其の四 結 語

以上の如く琴溪の治療法を明確に系統づける事は困難がある。その理由は、前にも述べた如く琴溪自身治療はその都度臨機応変に行うと云うことを強調し、実践した結果であらう。然し概括的には吐方及び灌水は内因性精神病(癲病を含む)の治療に用いられ、薬物は、主に反応性精神病或は精神神経症、ヒステリー等の治療に用いられたと言ふことが出来る。又琴溪の行つた治療は薬物療法を除いては何れも峻烈な方法であつて今日のショック療法に類するものと考えられ、その際には人体内に急激な生体反応の起る

ことが想像される。従つて治験例には興味あるものが多く、且多くの場合治癒した様に記載されて居る。然し此の他に治癒しなかつた例も相当多かつたのではないかと考えられる。此の点前述の症例中にもある死亡した例などは、果して治療の適応症であつたか何うか疑問であつて、或は失敗例の一端になるのではないだろうか。又狐惑病として治療したものには果してその治療が当を得たものであるか何うか、甚だ疑問のあるものが少なくない。

とは言え独学を以て能く此れ程の事績を残した中神琴溪は確かに当時の天才であつたと言えよう。

尙本論文はその要旨を第十四回日本医学会総会に於ける医史学会、東洋医学会合同講演会に於て報告したものである。

参 考 文 献

- (1) 皇国名医伝 浅田宗伯
- (2) 日本医学史 富士川游
- (3) 中神琴溪著書
生々堂医譚・生々堂治験・生々堂方函

雑 報 I

総会予告

第五八回日本医史学会総会を左記により開催することになつ

た。会員各位の参会を望むことや切。

日 時 昭和三十一年四月二十二日(日)

午前九時—午後五時

場 所 東京都文京区本富士町

東京大学医学部本館大講堂(二階)

会 長 内山孝一

特別講演

1 黎明期の日本解剖学

東大教授 小川鼎三

2 大阪關学史

関西支部長 中野 操

催しもの

1 医学史料即売：当日会場外廊下にて専門店の出品による

2 懇 親 会：詳細後報、総会終了後東大士会館にて

総会要旨配布

本誌第六卷第四号を総会特集号とし四月中旬に発送。

人 事 消 息

小川理事受勲：昨春秋キユーバ共和国よりフインレーの業績顕彰の功により勲章贈与、日本人医家として同国よりの受勲は野口英世について二人目。謹んで敬意を表す。

村上秀評議員逝去：去る二月二十八日朝逝去、享年五四。謹んで弔意を表す。本会復活以来の功勞者でヒョウタンの民俗学的研究に生涯をかけた異色ある人士である。

自律神経安定剤

クロロプロマジン

フランス ローン・プーラン社 で研究合成された
フェノチアジン系の新化合物で、強力な自律神経
安定・中枢神経抑制作用を有し、「人工冬眠」を
はじめ極めて広い領域に用いられています

★「ウインタミン」は弊社がロ社と独占的に提携
して新発売したクロロプロマジンで米国（KF社）
英国（M&B社）独逸（Bayer社）でもローン社の
特許のもとに製造されています。

精神科

躁病、精神分裂症
鬱病、精神神経症

外科

麻酔準備、強化麻酔
ショックの予防・治療
薬物冬眠

**内科
小児科**

頑固な悪心・嘔吐、夜尿
症、吃逆諸種の痙攣、催
眠・鎮痛

産婦人科

妊娠悪阻、無痛分娩、
子痙など

★包装・価格

糖衣錠 (12.5mg) 100錠 1,000円 1000錠 8,900円

精神科用 (50mg) 300錠 10,000円

筋注用 (0.5%) 5cc 5管 750円 2cc 10管 630円

静注用 (2.5%) 2cc 10管 1,750円

(何れも50管入新発売)

★全適応症に健保採用

国内臨床文献集 (第1集, 第2集)

お申越次第送呈

大阪市東区道修町

塩野義製薬株式会社



ウ
イ
ン
タ
ミ
ン

梶原性全の生涯とその著書（一）

石 原 明

一 緒 言

鎌倉時代の代表的医家の一人である梶原性全については、従来その生涯が詳かにされず種々の誤伝を伴つており、また彼の大著「頓医抄」と「万安方」は鎌倉時代の代表医書として、平安時代の「医心方」にも比せられるものでありながら、数百年の間かつて刊行されたこともなく（但し「頓医抄」の婦人門のみ江戸初期に抽印されたことがある）、数十巻の巨冊であるため伝写本も少く、従つてその内容の一斑が「日本医学史」その他に部分的に紹介されたに過ぎない。

私は十年来、金沢文庫の古書古文書の調査に従つた折、これらを明かにしたいと思ひ、少しばかり得た新史料を以てほぼその全貌を把握し得たので、その概略を昭和二十二年四月、大阪で開かれた第十二回日本医学会総会の第一分

科医史学会に於て報告した（「第十二回日本医学会会誌」に抄録掲載）。その後これら二書の性質については、東洋医学の立場から内容を述べた高橋真太郎氏の報告（「日本東洋医学会誌」第四卷第三号）を見るのみである。その間私は他の仕事に追われ、旧稿を筐底に秘めたまま徹底的研究を行わなかつたのであるが、最近、東洋中世の解剖図を調べる必要に迫られ、未見であつた内閣文庫の本を見る機会に恵まれ、これによつて伝本の系統を知ることが出来たので旧稿を補訂し、従来通説に追加訂正を試みたいと思ふ。

二 梶原性全の伝記

性全の伝記は古く黒川道祐の「本朝医考」（寛文三年刊）上巻に、

梶原性全、不詳何処人也、曾仕鹿苑院義満公施医術、自著万安

方又撰頓医方十卷、

とあるのが初出で、浅田宗伯の「皇国名医伝」前編（明治六年刊）には、

僧性全、号淨觀、梶原氏、自云和氣氏之族、学医於丹波氏極其底蘊、嘉元中抛病源候論之目、取捨衆說抄録單方、著頓医抄五十卷、正和申又輯録唐宋医方、著万安方六十二卷、子道全亦有医名、道全三世孫為長淳、善承業、門人中川氏伝其術、著捧心方、万安方策尾有授源三冬景之語、冬景蓋道全初名、

近代の成書ではまず富士川游先生の「日本医学史」に、

梶原性全は何人なるやを詳にせず。伝へ言ふ和氣氏の族、淨觀と号す。名医の称あり。性全博覽強記自ら言ふ、見るところの方書凡そ二百有余部二千有余卷、晁皆漢・魏・唐・宋経験の方にして、これに加ふるに試効するところを以てして万安方・頓医抄の二書を成すと云ふ。

藤井尙久氏は「皇国名医伝」の記載によつて「医学文化年表」附録、我国医人録の後二条天皇の条下に、

梶原性全カサハラシヤウゼン（梶は一に梶に作らるる）淨觀、医僧、嘉元二年トシノイサヒ「頓医抄」五十卷（仮名交り文）を撰す。

性全浄觀と号す和氣氏の族と云ふ——道全——長淳三世の孫

とあり、のちに同氏が未定稿として発表された「日本著

名医略伝」には、

梶カサ（梶）ハラシヤウゼン原性全、鎌倉時代の僧医、何処の人か詳かならず、淨

觀と号す。和氣氏の族と云ふ。医を丹波氏に学び名医の称あり、博覽強記にして嘉元元年一〇六三「病源候論」の目に抛つて衆説を取捨し單方を抄録して「頓医抄」五〇卷（仮名交り文）を著はす。正和四年一〇七五又唐宋医方を輯録し、自家の経験を加へて「万安方」六二卷（漢文）を著はす。又「五臟六腑図」を撰す。子道全及び道全三世の孫長淳善く其業を承け、門人中川氏其術を伝へ「捧心方」を撰す。

と記載されている、その他の記載としては、

梶原性全ト云人何レノ人カ詳ニセズ。本朝医考ニモ不詳何処人也嘗仕鹿苑院義満公ト云ヘリ。或説ニ花園院後醍醐院ノ間ノ人、和氣氏ノ末孫也。或ハ京都ニ在、或ハ鎌倉ニ在テ博ク医籍ヲ極メ覆載万安方六十二卷目錄一卷集テ子冬景ニ授クト云ヘリ、是何ノ書ニ出シヤ。万安方第十四上卷ニ和氣末孫性全撰ト記セリ、故ニ和氣ノ後裔タリト也。又万安方卷奥書、正和四年九月九日書之、子孫勸稽古莫失墜此術、性全六十一ト記セリトゾ。（中川壺山著「本朝医家古籍考」写本）

其後、平性全万安方僅存世、余嘗見万安方、有鹿苑相公花押、于世副本率（林道春著「羅山文集」）

梶原性全、万安方五十冊作る。鹿苑院義満の袖判あり。建仁寺の大統庵にあり、此医書あるとき医玄治法印銀十枚に買取る。性全また頓医抄をつくる、官庫にあり。煩の字の訓ほとをるとつくるもこの人なり。（人見ト幽著「東見記」）

以上が今までに記載された梶原性全の伝記のほとんどすべてである。これらは何れも「万安方」副本を幕府に献じ

た時、岡本玄治（壽品）の記した『献万安方序』と中川子公の「捧心方」にある翫月叟の序によつたものである。

通説の根本となつた『献万安方序』には

性全者不知何人、相伝云、以医仕足利氏鹿苑公、恒懸藥囊、

時称名医、嘉曆之間著此書、鹿苑公嘉其志為記花押二、今見在

此書中、性全博覽強識、自言所見方書凡二百有余部二千有余卷、

亦皆漢魏唐宋絳驗之方及自所試功莫不集載、

とあるが、これに対して多紀元簡はその転写本（宮内庁書陵部現蔵）の跋に於て、年代の矛盾を次のように指摘してゐる。

性全不詳何許人、自言和氣末孫、而跋語中間及建長円覚寺等

事、則知其居鎌倉也、或以鹿苑相公押字、為任鹿苑相公、今推

之年代性全若在鹿苑時、則年当百十余歲、此恐不爾也、

ところがこの疑問は私の調査によつて解決した。それは

「常楽記」（『群書類従』巻五一三所収）中に於て左の記載

を検出し得たからである。

建武四年丁丑

正月廿二日 梶原淨観他界

「常楽記」は中世の記録として信憑するに足る確実な史料であるから、この記載はまず信用出来るものと考える。

そこで性全の生年であるが、「本朝医家古籍考」に「万

安方」の奥書によつて正和四年（一一三五）に性全は六一才であつたと記してあることから誤りをひき起し、「頓医抄」の一伝本（享祿本系統）の奥書（第五〇巻）に、

于時嘉元第二曆南呂上旬天書之 性全

とある右傍に『五十一才』と書入れたものがある。これ

は誤りであつて、そのもとは「万安方」第二巻に、

正和四年十一月二日丑刻抄之 性全（花押）五十歳

嘉曆元年六月式四日以清書本亦加朱墨点了

性全（花押）六十二歳

とあるのを誤認又は誤聞した結果である。従つて正和四年（一一三五）五〇才、嘉曆元年（一一三二六）六一才であることは確かであるから、これから逆算すると性全の生れたのは文永二年（一二六五）、死んだのは七二才で建武四年（一一三三七、南朝の延元二年）ということになり、古来伝えられた如く足利義満に仕え、「万安方」を献じて自筆の花押を首尾に賜つたなどということは、全くの虚構であることが判る。

次に通説では和氣氏の族で出身地は不明とされているが、これも誤りで、結論をさきに記すと、性全は平氏の出である梶原平三景時（有名な源太景季はその長子）の子孫

で相模国鎌倉郡梶原郷の出身、姓氏の上では桓武平氏鎌倉氏流の末裔である。その理由は、

和気氏という根拠は「本朝医家古籍考」にもある通り

「万安方」第一四巻の内題の下に『和家末孫 性全撰』

とあるによつたものであるが、当時の用語例を調べてみると末孫必ずしも血縁關係を意味しない。何となれば中世の仏書などの奥書には『金剛末資 何某』『野流末子 何某』『弘法大師何世之孫 某』『華嚴末学 何某』『丹波末流 何某』などあつて、師資相承の意味に用いられる方が多いのである。ことに性全の場合、林道春は『平性全』と記し、また「捧心方」序(後述)には『師承丹家而居其右』とあることから、本姓は平氏で和気氏の学をもうけつたといふように解すべきが妥当であろう。性全の俗名は不詳であるが後述するように一子は源三冬景と称したことから『景』は梶原氏の名乗り字であり、『源三』といふのもあてはまるので桓武平氏鎌倉氏流と断定したわけである。従つて生国は相模である。

三 「頓医抄」の撰述

性全の大著「頓医抄」五〇巻は、すでに成書に記載ある

通り、現存する和文の医書の最古のものであり、鎌倉時代の医学の特色をよくあらわしている医学全書である。本書はすでに高橋真太郎氏が指摘しているように、「諸病源候論」(隋・巢元方等奉勅撰)の目によつて部門を立てているが主たる処方方の引用書は「太平聖恵方」である。

「太平聖恵方」は宋の太宗が自ら妙効ある処方一千有余首を集め、さらに太平興国三年(九七八)に医官院に令して天下の効驗ある家伝の秘方一万余首を献せしめ、尙薬奉御王懷隱等四人に命じて分類編次せしめた方書である。淳化三年(九九二)に至つて成り、太宗自ら序を附し「太平聖恵方」と題して刊行の上頒賜した。凡そ一百卷一六七〇門一六八三四首の処方方を有する大部の宋の国定処方集である。淳化三年の国子監刊本はさらに南宋の紹興一七年(一一四七)、福建路転運司で重刊されている。わが国には紹興重刊本が当時少くとも二部以上輸入されていた(金沢文庫旧蔵本)。性全が「頓医抄」撰述に当つて最も新しくしかも権威ある本書に拠ること多かつたのは時代の尖端を行くもので、形式にならずに伝統を墨守する平安朝以来の宮廷医家に対する医界の革新を意識したものとされる。

しかし性全はただ「太平聖恵方」を以て伝家の宝刀とな

し、新を追い奇をてらつて宮廷医家に反抗を示したのではない。在来の医学の上に新しい知識を加え、自ら見聞したあらゆる系統の医学、時には民間に伝わる俗方や僧侶・陰陽師などの行う呪術的療法までも普くとり入れ、自らの意見を加えて折衷し新しい体系を作ろうと企図していたのである。流布本の「頓医抄」の巻尾に

為救倉卒之病、聊抄单方之要、云病源之篇目、云療養之旨趣
頗雖近俗、亦広尋古賢之訓、兼加今案之詞、是則欲令見者易論
而已、

と識しているように、恐らくは仏教的医療精神が動機となつて、普く一切の人の病苦を救済する目的から、漢学の素養なくとも医学が習得出来るように和文で綴つたものであろう。

「頓医抄」の伝本については後に詳しく述べるが、流布本の奥書は僅か二箇所のみであつて第四三巻に『嘉元二年甲辰六月一日書之畢 性全(花押)』とあるのと、前掲第五〇巻の末にあるだけで、これによつて一般に「頓医抄」は嘉元二年(一三〇四)に撰述されたと考えられている(「日本医学史」ほか)。即ち性全三九才の時である。

しかし、私がこの度、内閣文庫で発見した異本(後述)

には上掲の奥書はなく、内容にも異同があり第五〇巻の末に左の奥書があるのを検出した。

正安四年十月十六日奉授畢 性全在判

正安四年(一三〇二)に性全は誰か自分より目上又は高貴の人に「頓医抄」を授与したことになる。性全三七才に当る。これにより考えると「頓医抄」には少くとも二種の本があることを知るのである。私は「頓医抄」は性全が年来の見聞と諸書を涉獵して抄録しておいたものを整理し、三七、八才頃には一応のかたちが出来上つていたと推定する。これ即ち初稿本で、これになおいくらか手を加えて清書し正安四年にはすでに誰かに授与したものであろう。さらに校訂を加え内容の排列や字句を改めて清書し跋を加えたのが嘉元二年で、これが「頓医抄」の定本となつているものと考ええる。

正安四年に性全が『授け奉り畢んぬ』と記した相手は誰であろうか。私は種々の事情を金沢文庫古文書から推察して、恐らくはこれが金沢貞顕であつて、その本はのちに金沢文庫に納められたと考えるものである。その典拠と考察は後に記すが、ともかく、「頓医抄」はただ一種でなく、性全が壮年の気力満々たる頃、多年の識見を結集して成つ

たものであり、折にふれ改訂を加えた五〇巻の和文の医学全書である、ということは疑う余地がない。

五 「万安方」の成立

性全が最も精力を傾注した大著「覆載万安方」六二巻は、もと五〇巻の形で作られた。奥書によるとその編纂は正和二年（一一三二）に始まる。しかし大部分は正和四年（一一三五）に出来上つたらしい。これが初稿で当時性全は五〇才であつた。この当時の事情は判然としないが、今ここに述べようとするのは、初稿を清書してこれを校訂して朱墨の点を加え家学の定本となした間の事情である。

現存の「万安方」には多くの巻末に奥書があり、感想その他を折にふれて記してあるからこれによつて「万安方」の定本がどのようにして出来たか、性全の日常はどうであつたかが推察出来る。

「万安方」の伝本については後述するが、現在最も確かな定本としての「万安方」の成立は嘉暦元年（一一三二）六月二三日に始まり、七月一五日まで第一六巻に至る部分を一応完成し、同年十月二日から第一九巻より始めて（第一七巻は奥書なきため不明、第一八巻は散逸）第四八巻ま

でを十二月七日に清書し終り、第一九・二〇・二一の三巻は清書後直ちに朱墨の点を加えたが、その他の巻は嘉暦二年になつてから五月までかかつて加点している。第四九巻の末に、

嘉暦二年四月十四日朱点了 性全（花押）

同年四月廿一日黒点了、凡万安方一部五十巻拾探簡要卓約神術

子孫深秘如至宝

性全（花押）六十二歳

とあることから五〇巻のかたちで一応成立したものと思われる。

彼の初稿は定本の浄書に際し、歸化宋人の手によつて行われた部分がある。全五〇巻のうち明かに知られるのは第一・三・六・一〇の四巻で、筆者は宋人道広と記されている。第二・一の一の二巻も道広の清書らしく思われる。清書はまた自身でも行つている（第二五・三九——四八の十一巻）。例えば

（第四〇巻）嘉暦二年正月一日丑刻、於燭下拭老眼清書訖

性全（花押）六十二歳

次に知られることは「万安方」は「頓医抄」と異つて、秘伝書として他見を禁じ家学の定本として一子冬景に伝えるため撰述されたことである。冬景のために書いた奥書のあるのは第一・五・六・九・一〇・一一・一二・一五・一六・一

九・二二・二三・二五・二六・二七・二九―三四・三九・四〇・四二・四五・四六・四八の二六巻で、実に子を思う親の愛情が行間に溢れ、訓戒までも記してある。そのうち二、三を例示すると、

(第六巻) 冬景令看察於此一部、可救人扶身

(第一五巻) 嘉曆元年七月十四日未刻、朱墨両点同終功了、冬

景着眼記心得此理趣、大可救人口「是老懷所励也」性全(花押)

(第三九巻) (前略) 冬景可秘之、莫令鹿学之兄弟看之、

性全が「万安方」の校訂に全力を傾注していたことは、ほとんど徹夜で加点を行っていたことから察せられるであろう。自分では年のせいといっているものの過度の勉強がたたつてか視力を害し、羞明・視力減退・流涙があつたにも屈せず夜を日について筆をとり、好調の時には一夜に一巻脱稿し翌日直ちに朱墨の点を加えている例もある。即ち

(第一九巻) 嘉曆元年十月二日於燭下朱点了 性全(花押)

同日於燈下墨点了、老眼之間点画不分明、冬景感老情而弥可

勵学 性全(花押)

(第二四巻) 嘉曆二年正月十九日朱点了 性全(花押)

同日晡時墨点了、可秘之々々々 性全(花押) 六十二歳

(第四四巻) 嘉曆元年十一月十三日子刻、於燭下清書之畢、子

孫感於老懷、勿倦於医学 性全六十一歳(花押)

また性全は元旦にも仏事にも超然として一意校訂に専念した。前掲第四〇巻の奥書では、大晦日から徹夜して元旦の午前二時に清書が終つたのである。僧でありながら仏事に参加しなかつたことは第三九巻に、

嘉曆元年十二月廿四日重清書之 性全(花押) 六十一歳

同二年二月廿日朱点了 今日万寿寺塔婆供養、建長寺長老清拙

導師、千僧供云々僕為点此書、不拜彼会、得其時而不結其緣悲哉々々 性全(花押)

とあつて万壽寺の塔供養のため千僧供を行うに際し、前年請により元より来朝した禅僧正澄清拙(大鑑禅師)が北条高時の命により建長寺に長老として居つたのを導師として、盛大な法要をなしたことが知られる。性全もこのような世紀の大会に千僧の一人として参加するつもりでいたらしいが、「万安方」の校訂のため果せなかつた心情がこの奥書中によくあらわれている。

現存の「万安方」は諸本すべて六二巻、その他に十巻のものもある。しかし十巻本は古く中川壺山が看破しているように「頓医抄」を抄出した偽本である。「本朝医家古籍考」に、

又世上二十巻ノ万安方ト云物アリ、全ク頓医抄ニテ偽撰セシモノ也。是万安方ノ乏キヲ以テノ故也。

り、これは初稿の出来上つた正和四年（一一一五）が性全五〇才であつたから、年令と巻数の間に何かの關係があつたかも知れないと想像されているが、一応尤もな意見である。また氏は「頓医抄」が「太平聖恵方」を主としたものであるに對し、「万安方」は「聖濟總録」によつたものであることを東洋医学の立場から記されている。いまこれを再検討してみるに、その通りであつて、新しく輸入された「聖濟總録」を性全が知るに及び、家学の根柢をこの書に求めたであろうことが考えられる。

「聖濟總録」は全二百卷目錄一卷、収載処方約二万という龐大な方書である。この書は宋の徽宗が政和年間（一一一一—一一三八）に曹孝忠らの医官に命じて、秘閣所蔵の古今の医書と天下に行われる効驗ある方劑を拔萃編次した国定処方集であつて、「政和聖濟總録」が原名である。「宋史」や洪遇の「容齋隨筆」によると徽宗の次に立つた欽宗の靖康二年（一一二六）に北方から興つた金のため宋は圧迫されて南遷の止むなきに至つた。この時金人は宋の宮廷の秘庫を開き、歴代の宝物と共に、宣和殿・大清樓・竜閣閣の三庫所蔵の圖書と国子監で刊刻した多くの版本を掠奪した。ちようど「聖濟總録」の版本も完成して印刷するばか

りになつていたのも持去られてしまつたので、南宋の人たちはついにこれを失つて見ることが出来なくなつてしまつたのである。故に宋の多くの書誌には「聖濟總録」についての記載は少しもない。

金はのちに世宗の大定年間（一一六一—一一九〇）これを印刷して頒布した。この際書名の上の政和の二字を削りとつてしまつた。「聖濟總録」はここに於て始めて陽の目をみたわけである。しかしこの金版がわが国に輸入されたか否かは明かでない。当時の事情から恐らくは輸入されなかつたのではないかとも思われる。

さらに金は一二三四年、元のために滅亡されるに及び、「聖濟總録」の版本は三転して元の手へ歸した。成宗の大徳四年（一一三〇）に重刊の序や校刊姓氏を附し「大徳重校聖濟總録」と題し、新たに元で校刊した如くにみせかけたものが現存する。しかしこれはすでに多紀元胤が「医籍考」で指摘しているように「大徳重校」の四字の字様は拙劣であり、「聖濟總録」の四字がいくらか傾いている部分もある。また本文をみると八行十七字の大字で宋版の字様である処から、大徳四年に新しく刊刻したものではなく、金から得た版本に改削を加え新刻の如く装つたものである

ことはすでに定評のある処である。わが国に伝えられた「聖濟総録」はこの大徳版が多い。完備はしていないがその零本が三部ほど現存するのをもつても中世には広く流布していたことが察せられる。

性全が「頓医抄」を完成したのは嘉元二年（一三〇四）であるが、その後、いち早く大徳版の「聖濟総録」を見たらしい。そしてこの書が「太平聖恵方」よりすぐれ収載処方数も多いのを感じて、「頓医抄」より一段と高級な家学の定本を編纂しこれを子の冬景のために残そうと考えたのであろう。印刷後僅か数年にして「聖濟総録」を披見した性全は、高橋氏がすでに記しているようによほど恵まれた地位にあつたことを証するに足るのである。後述するようになりに彼は何人かの有力な後援者と友人があつた。彼に「聖濟総録」を斡旋したのは誰か不明であるが、これらの後援者の力によつて鎌倉時代医学の最高峰に到達し得たのは彼の絶倫の才を雄弁に語つてゐる。

五 性全校訂の解剖図説

「頓医抄」第四四巻と現行本「万安方」第五四巻に同じ仮名書きの着色解剖図説がある。伝本の系統によつて図に

精粗があり、着色のないものもあるが、かなり精巧な着色図がもとのかたちであろうと思われる。

「頓医抄」の享祿本（後述）系統のものには第四四巻に後人が書写に際して書いた次の識語がある。

万安抄卷第四十四

五蔵六腑形

十二経脉図

右両図見覆載万安方五十四巻略之

また現存の「万安方」の祖本たる岡本玄治献上本では第五四巻は他巻と体裁を異にし、仮名書きの本文は墨罫が施され巻首に巻数なく（巻数は表紙見返しにあつて字体が異なる）いきなり『五蔵六腑形并十二経脉図』とあり、十二経脉図の終りには『万安抄卷第五十四終』とありその後には『五蔵六腑』と首題ある八葉の要約があつて巻末には『覆載万安方五十四終』としてある。この部分に熊宗立の腎藏歌が引いてある処をみれば、この八葉の部分は後世の書写に際し後人の附加したものと考えられる。熊宗立は明人であるから、性全の原著に引用のある筈がない。

右のことから私は「万安方」の第五四巻は「頓医抄」の第四四巻であつて、原目録と異つているため室町末期に誰かが倉卒に四四と五四をとり違えて編入したのがついに

「万安方」第五四巻とされてしまつたものと推定したい。

この解剖図一卷はまた単行で書写されており、現在二種の伝本（後述）を知ることが出来る。また「頓医抄」第四三巻は『五蔵六府形候』と題され、五蔵六府の形態と機能のあらましを、内経の説に基き「千金方」を参酌して記してあり、末尾に『已上五蔵六府ノスガタ荒々是ヲ明ス、委キ事ハ本書ニアリ。是モ肝要ニ非スト云トモ、大方アル者ト知リヌレバ不審ヲ散ズル計也。治方ノ次第ハ余ノ巻ニ明セリ。故ニ此一巻ハアナガチノ至要ニアラザル歟』と結んでその後に「嘉元二年甲辰六月一日書之畢 性全在判」とある。これらによつて第四四巻は図として第四三巻に附属して二巻で単行の著述であつたと考えられる。書名は「五蔵六府形候」と題されたであろう。その著作年代は「頓医抄」の成立から考えて正安四年（一三〇二）以前と推定される。さて、蔵府の図であるが、これが何によつて画かれたものであるかということについては、本文中に「欧希範五蔵図」を引いているので明かであるが、その他、図から推して「華陀内照図」によつたものが多いことも知られていた。しかし正面図が二つあり、第一図は喉に孔が三個あるので「欧希範五蔵図」であることは確かに判るが、第二図

の『前向図』と題した正面図は肝が右に脾が左に位置し、次の第三図の背面図も肝と脾が逆になつていて「内照図」と異なるので何によつたものか不明であり、性全の誤写か後人の転写の誤りかとも考えられて来たが、私は最近、道蔵籍字号太玄部第六六八冊所収の「黄帝八十一難経注義図序論」の内境図を見るに及んで、これが性全の引用したものであることを発見した。

この書は宋の咸淳五年（一二六九）に臨川の李子桂が著わした医書である。のちに道蔵に編入されるに及んで道教书として扱われ、現代に伝えられているものであるが、内容は立派な医書である。咸淳五年といえればわが国の文永六年に当り、性全がこれを引用した年代を「頓医抄」初稿成立の正安四年（一三〇二）としても、原書著作後三三年である。「万安方」の依拠した「聖濟総録」の披見といい、この「難経注義図」の内境図の引用といい性全がいかに新渡の医書に大きな関心をもち、またこれを利用し得る恵まれた地位にあつたかを想像することが出来る。

なお、解剖図については近日、渡辺幸三氏が詳細な文献学的研究を公表される筈であるから、本稿では以上の簡単な記述に止める。（以下次号）

錦小路家文書(一)

山崎佐

はしがき

ある。

本文

天保二年

近衛殿江典薬頭拜任之家例並頼易頭拜任懇願
趣意書及白散麝香丸等調進先例書等淡川伊勢

守ヨリ佐竹甲斐守江相回シ

内府公江及披露候處至極御尤ニ思召他官闕ニ

及候節小森家江入魂可然思召候旨御返答有之

候事

誠ニ難有思召廣大深

畏入奉存候

家例

江戸幕府や各藩の医員に關する史料は、相當に散見し、蒐集されていゝるのでほわかるが、朝廷に關するものは、余り紹介されていゝないので、殆どわかつていゝない。ところがわたしは昨年、江戸期の医官の総家であつた典薬頭錦小路家の古文書五点を入手した。これだけでも、従来知られていゝ新しい事柄も多く、非常に参考となるばかりでなく、將來散逸するかもわからないので、その復写を掲載する。仄聞するところによると、これ等の古文書は、錦小路家から、一は骨董屋に、他は古本屋にと、二口に別れて売出されたことである。また私の入手した五点の文書を見ても、まだ外にあつたことが推知されるので、それ等を手に入れた方は、是非發表していただきたい。研究史料としてありがたいことである。

其一 典薬頭錦小路家文書

美濃判で、表紙には本来の題箋はない。今ある「典薬頭錦小路家文書」といゝ題箋は、今度つけたものである。墨付四十四枚で、かたい書体で書いてあつて読やすいが、所々に相當の虫喰が

錦小路

賴庸

寶永六年十二月十四日

任典藥頭

享保八年十月廿一日

任右京權大夫

頭如元

同 九年八月卅日

辭典藥頭

同 九年十二月一日

任侍醫

權大夫如元

錦小路

尙秀

享保八年十一月十八日

任式部大丞

同 九年十月三日

兼典藥助

同 十一年十二月五日

轉典藥頭

錦小路

賴庸

寶曆七年六月廿八日

任式部大丞

同 年十二月廿五日

兼典藥助

同 十一年九月廿八日

轉典藥頭

明和四年三月廿八日

任中務少輔

頭如元

同 九年十月二日

轉 大輔

頭如元

錦小路

賴理

安永四年十一月十八日

任治部大輔

同 五年三月廿六日

任典藥頭

權大輔如元

白散屠蘇ノ事也

麝香丸是ハ丹家相傳ノ良藥

右典藥頭在官中年二先代令調進候年月日荒

ノ日次之寫

賴庸日次

享保二年七月廿九日明日麝香丸獻上之事予暇之

間典藥助獻上可申哉大乳人江以伊豫相尋候處當

年者無用卜云云

同年十二月十三日

(頭註) 寶永六年十二月十七日調進白散於御所々々

同七年八月麝香丸ノ事日記不分明
同七年十二月白散ノ事不分明

禁裏

法皇

進白散

同三年八月一日

内江 如例

麝香丸獻之

爲御返眞綿二把賜之

同 同年十二月十五日

法皇

獻白散

同 同四年八月一日

内江

麝香丸獻上如例

錦二把賜之

同 十二月十三日

御所々々江

獻白散

同 五年八月一日

同 十二月十三日

御所方

白散獻上

同 六年八月一日

禁裏江如例年

同 十二月十八日

同 十二月十八日

御所々々

進上白散

同 七年八月一日

獻麝香丸於

内 御返眞綿二把賜直使

同年十二月十三日

之候則先例如左候

進上白散

賴庸

御所々々

寶永六年十二月十四日

任典藥頭

同 八年八月一日

享保九年八月卅日

辞頭

獻麝香丸

右在官中

内裏 御返賜綿二把

同年十二月

享保十一年十二月五日

任典藥頭

同 九年八月一日

同 二十年三月九日

辞頭

同 九年八月卅日

右在官中

賴庸 辞典藥頭

尙秀 賴尙等勿論頭在官中御藥調進仕候年月日

賴尙

畧之

十二月

寶曆十一年九月廿八日

任典藥頭

白散

右在官中

八月一日

賴理

麝香丸

同年 同月廿六日

任典藥頭

右者典藥頭在官中者年々令調進候儀ニ有

同年 五月十八日

辞頭

右典藥頭在官中 賴庸尙秀賴尙等

御所々々江十二月白散壹具宛調進候同

御所々々江八月一日麝香丸五具調進候

於 賴理 典藥頭拜任者仕候得共安永五年三

月廿六日頭拜任同年五月十八日辭頭候故

右春秋之御藥調進者不仕候

累世蒙

朝恩深畏入奉存候抑 賴易 典藥頭拜任仕度願望之儀

於丹波氏者醫官拜任仕候得者畏入既亡父賴理安永五

年三月廿六日任典藥頭 賴尙尙秀賴庸等茂連綿拜任仕

候處如此歷代之内 賴易 而已未任醫官候條甚以歎ケ

敷奉存候ニ付何卒經歷仕度尤典藥頭拜任之上者元

旦白散八朔麝香丸等調進之事先例候條何卒如流例

同様於 賴易 不墜家業御藥調進之 御用等相勤度

天保四年

淡川伊勢守相談之上佐竹甲斐守ヲ以

内府公江入御覽候書付之寫同年二月十六日一

紙返給

(頭註) 淡川ハ徳大寺家ノ諸大夫ニテ佐竹ト親族ナリ淡川

ノ兄屬麻東市正當家ト由緒アリ
仍淡川モ格別懇意ナリ

小森家

錦小路家

右兩家上首典藥頭下薦典藥助拜任可然旨就 前攝

政殿思召任御命當時錦小路家上首賴庸依爲典藥頭

今度小森家助之儀申上賴方典藥助蒙勅許候永々此

定不可有違失且白散之事兩家共ニ調合調進之方々

相分賴庸賴方取替證文是亦向後不可有違亂候仍爲

後證如件

正德四年十二月廿五日 典藥頭賴庸

今大路治部大輔殿

右之通正德四年

近衛豫樂院家照公

高祖父

前攝政様御命ニテ御定被爲在候ニ付頼庸以後

曾祖父 祖父 亡父

尚秀頼尙頼理等モ代々典藥頭拜任不失其道候段

全以

台慮之程深々難有奉存候依之同様頼易儀モ頭拜

任仕御藥調進之儀モ不墜其業相勤申度奉存候多

年之懇願ニ付不願恐歎願仕候子細今度權助拜任

之事奉願候儀者此御定トハ相違仕候ニ付何共以

恐入奉存候得共闕官モ無之候事故頭拜任迄之兼

官ニ權助先拜任之事不堪悲歎奉願候儀ニ御座候

一舊記取調申候處ク様ノ一紙曾祖父尙秀儀小森家江

差出候儀モ有之候様ニ相見江ケ様ノ儀奉申上候

儀者思入奉存候得共書取申候

(頭注) 頼尙典藥頭拜任之節此書之儀無沙汰其儀而已ナラス

當家江 小森量助ヨリ相納候書付殿下窺定也然ル上右尙

秀之書付後頼尙、頼理等連綿頭拜任也左候トキハ尙秀分

之一紙通リニテハ無之連綿頭拜任也

口述

(切り取り)

仍典藥頭此度致辭退其元江返却候然ル上ハ白散モ

不致調合候自今尙秀子孫六位之際頭拜任申候共不

論相當或闕如叙爵之節者則辭退可申候尤貴殿家拜

任連綿勿論候至後々爲無後裔違亂以怙如此候也

享保廿年三月 錦小路尙秀

小森丹藏人殿

右之通曾祖父尙秀ヨリ小森家江差出候趣ニハ候得共

此後祖父頼尙儀

寶曆十一年九月廿八日 轉任藥頭

此後

明和三年 叙從五位下

安永二年 叙正四位下

同 五年三月廿四日 辭頭

右之通賴尙頭拜任在官中勿論白散調進候賴尙頭拜任

之節小森家ヨリ差出候書付左之通リ

是證券錦小路現在所持 錦小路賴尙

一白散獻進之事貴公頭御轉任候間是迄申定之

通

禁中 親王 准后江御獻進勿論ニ候且量亮助拜

任仕候間自今年

女院江獻上可申事

一白散調進取々前々兩家相分調進候得共故

小森 賴亮御入魂申從貴家御調進之取々モ從此方

調進候此度更ニ御入魂申候處御許容忝存候

事

右御入魂申入候調進之取々モ自貴家御調進

被成候節者無違亂返入可申之事

右之條々

殿下江相窺如此候也

寶曆十一巳年十一月十五日 小森 典藥助量亮

錦小路賴尙

典藥頭殿

右一紙小森量亮ヨリ祖父賴尙江差出シ則チ

今取持仕

一 賴尙儀 安永五年三月廿四日辭典藥頭候而同年同

月廿六日亡父賴理頭拜任仕候右拜任之節者叙爵之

後ニ而御座候

賴理

安永四年十一月十八日 任治部權大輔

同日 叙從五位下

同 五年 三月廿六日 兼任典藥頭

右之通祖父賴尙亡父賴理等モ頭連綿拜任仕候曾祖父尙

秀子孫六位之際頭助拜任申候トモ不論相當或闕

如叙爵之節則辭退可申ト御座候得トモ既賴尙儀

者六位之内頭拜任仕候得共叙爵之後四位上階之

前迄モ頭在官仕候而既尙秀ヨリ小森家江差出候書

付トハ相違仕候儀ニ御座候且亡父頼理儀者叙爵之後

典藥頭拜任仕候右之通り曾祖父之後二代モ相續キ

頭拜任仕候内頼易而已自然終ニハ不預醫官候様

相成候而者誠以歎ケ敷失其道候道理ニテ且タ不

堪悲歎又失祖先之眉目又ハ丹氏醫官ヲ恭シ申候

事旁以歎ケ敷何卒頭拜任之事懇願ニハ候得トモ

當時闕官無之候ニ付頭拜任迄之兼官ニ權助拜任

之事内願仕候儀ニ候得ハ何分乍此上偏宜伏而不

顧恐歎願仕候事

一享保十四年己酉三月四日兩降從

近衛關白家久公
殿下爲御使北村新助四年以前午歲盛直卿之後相

續之事

勅許仍可爲後證御詠歌下給賜之旨今日賜御詠歌

被松ノ校ニ付

從三位刑部卿盛直卿といゑるは醫術に名を

えし昇殿のかん人なり彼家譜うけつかむ事

侍醫頼庸にのそむところをきこしめし諸道

すてたま己ぬ御惠乃あたりにやいとくつる

し給ふよろこひをのふるゝと志かなり

家久

いく藥ありてふ山乃よろすよに

世々家のかを吹つたへてよ

ケ様ノ御詠なとも拜領仕候儀ニ候得ハ世

々其業を守り申度奉存候

右同様ノ一紙牧ヲ以

殿下江モ入御覽候處篤度御熟覽ニテ典藥頭拜

任懇願之事尤ニ思召候旨也

兼而内願候典藥權助拜任之事叙爵殿上之後拜任之

例無之併寛永年中ニ助一例有之候得共何分古右例

之儀

殿下ヨリモ右之趣被仰越

兩御所御時宜御窺被爲在候處當時之身分不容易儀

ニ付不被及御沙汰候趣依之願書返給候尤醫官ヲ申望候事御尤ニ思召候得共何分今度之處ハ願之趣難相叶且又上首頭下薦助拜任正徳年中之御定陽明切之事ニテ

禁中ニハ御記録無之殿下ニテ御調被爲在候前攝政ニテイラセラレ候ユヘ歟今度ノ願ノトコロハ右之次第ユヘ相見合候様被 仰下

天保六年四月廿一日巳刻行向小森亭面會申入之處所勞不能面謁仍助令面會典藥頭之事入魂申入度家公他官御申望給候歟何卒暫頭頼易拜任之事内々御入魂申入候旨深頼入之處御尤之儀ニ存候旨頼永返答也尤家父江篤度可申入之旨也尤兩家互ニ頭拜任永世申度旨申入 松魚十本一箱相贈己ヨリ午下尅ニ至晝飯振舞也同廿一日夕方生鯛一尾進之返事到來

同廿三日辰半刻斗淡川伊勢守江行向 伊勢守所勞家内面會也 小森

亭江行向頭入魂申入候處尤之旨返答有之候付テハ

小森ヨリ陽明江何ト歟相願出候歟自然左様之儀モ有之候節ハ何卒 内府公御憐愍相蒙度此段佐竹ヨリ内願ニ相成候様イタシ度兎ニ角宜頼入候旨申入之處伊勢守所勞中何分從跡返答之由也

同廿七日淡川壹岐守來今一應過日之子細承度旨也仍巨細申入

同日高木下野守來今日牧江面會之處則小森江御入魂ニ相成候由委曲申入候處昨朝小森極薦入來銘酒三斤持參ニテ此間錦家ヨリ頭入魂ニ有之候得共此儀ハ決而承引不仕タトヘ家父辭退仕候テモ頼永助之事故直ニ頭拜任仕度候間猶宜頼入候由牧江被申候ニハ小森家アマリコンヂヤウワロキ事ナリト申居候旨何分此度ノ事ニ付小森ノ極意ハ典藥頭ハ小森家ノモノニ此度キワメキリ可申旨高木ヨリ承之同四月廿八日

牧治部少輔高橋兵部權大輔等江行向 看料各 小森家

頭入魂之事頼入候處未何之返事モ無之候得共自然
 入魂承引無之節ハ猶亦偏宜譯入頼込候トコロ實ハ
 小森典藥助入來ニテ今度入魂之事相斷申候覺悟ニ
 テ有之自然斷之趣錦小路家聞入無之節ハ猶亦宜相
 願候旨且當時頼永助之事ユヘタトエ親共頭辭退仕
 候トモ助ノ事ユヘ轉任ニ相成候様偏ニ奉願候旨ニ
 テ助入來ニ候何分右様ノ事ユヘ如才ハ無之事ナカ
 ラ精々入魂有之候方可然トテモ私之力ニ及カタク
 イツレ殿下御耳ニ入不申候テハ相叶カタク候間左
 候トキハ近衛殿ヨリ御沙汰無之候テハ相カナヒカ
 タクト存候旨格別懇情ノ示教也忝次第委皆謝シ此
 上深頼入置乎
 同日淡川江行向右承候今度ノ次第悉申入候テ尙亦
 佐竹江右之次第ユヘ委々被申入候様頼申トコロ悉
 承引也
 五月二日

佐竹甲斐守入來也予智門江行向中也急ニ申入度事
 有之面會申度旨之トコロ入夜歸宅深更之間寄書中
 乎

同三日

行向淡川候テ佐竹ニ面會之トコロ甲斐守愚存申入
 候由ナリ淡川之内實ハ内府公之思食ニテ有之候得
 トモ佐竹ノ了見ニテ申入候振合ニテ御座候間必内
 府公ノ思召ノコトハ御存知無之振合可然トノ事ナ
 リ典藥頭拜任之事此節闕ニ及候趣内々御聞承及候
 多自然闕ニ及候者其節ハ頭拜任被成度万一助ヨリ
 頭江轉任之様ニ相成候テハ歎ケ敷候間此段ヲ宜相
 願度何卒殿下江モ御沙汰有之候様相願候旨御願込
 之方可然實ハ小森ヨリ願出候節ハ跡ニ相成候而者
 不宜候間小森ヨリ出願無之内ニ御願置可然トノ事
 ナリ則願文ノ料帛ナドモイタサレ筆墨借用一向ケ
 ワシキ事トモナリ願書文言淡佐兩相談ノ上デ認申

處如左

賴易儀典藥頭拜任仕度兼々懇願有之候處此節小森家典藥頭致辭退趣御聞承々自然頭辭退有之候節者何卒賴易典藥頭拜任相叶候様偏ニ奉願候若亦助ヨリ頭江轉任ト申様相成候而者歷代拜任之内賴易而已終其道候様相成候而者歎ケ敷奉存候間此段奉願候此旨宜御沙汰希入候也

五月三日 賴易

近衛殿

諸大夫中

右願書淡川ニテ認出來即時急キ陽明江持參猶宜奉願候旨申上之トコロ猶御勘考之上御返答從是可被仰之旨中川宮内少輔申出平

五月五日當日爲御祝儀陽明江參上之處内府公御沙汰典藥頭之儀小森頭辭退闕ニ及候趣モ不被聞食候間難被及御勘考一紙先御返却候弥闕ニ及候節更ニ

被相願候者其節者御勘考可被爲在候旨被仰下候事定メシ今日御參候事故右之趣可申入之旨被仰付置候由ナリ

五月六日

牧ヲ以兼々願候典藥頭之事小森江此節及入魂候猶宜時ニヨリ願候儀モ可有之兼宜奉願候殿下江内願イタシヲクコノトキ

大職冠鎌足公尊像 極彩色絹地 殊勝ノモノナリ

土佐刑部少輔光信眞業

今度更ニ光孚入念鑑定ノ處感得賞美之旨

也極付

古物卷物

右兩品殿下江獻上牧及披露之處不容易成御品柄厚御満足ニ思召候旨御挨拶也別段高木ヨリモ御満足書翰來賴易典藥頭懇願之儀先達御命之通此比小森江及入魂候處未何之返答モ無之候得トモトフカ承

引モ無之哉其時宜ニヨリ又々御憐愍ヲ奉願度偏譯
而被申上候處小森ニモシカトイタシ候書付取持イ
タシヲリ候事ユヘ六ケ敷コトニ思召サリナカラ其
後ニ代モ典藥頭拜任イタシヲリ候事ユヘ錦小路家
ヨリ懇願ノ趣モ是亦モタシカタク思召候旨何分精
々入魂有之候様ニトノ思召候條御返答ナリ

五月十日

小森江鯛二尾酒五升等持參入魂ノ事返答承旁行向
候處父子トモ留主ノ由不能面會夫ヨリ淡川江行向
佐竹ノ様子承リニ行向候處此間ヨリ所勞平臥併今
明之内高橋江行向候ト淡川申居候事

同日

高木來語曰小森ヨリ鷹司殿諸大夫小森親族小林ヲ以牧

高橋兩人江今度入魂ノ儀ニ付イツレ願書ヲ以殿下

江相願候旨錦小路家ハ此方別レニテ典藥頭ハ當家
ノモノニテ有之候由又頼理郷ノ拜任ノ節ハ小森先

代死去五旬ノ内ニテ頭申望相成不申候故右五旬ノ
間ハ錦家拜任候處暇服除候上早々返却有之申候様
ノ事也決而典藥頭ノ儀者小森家ノモノニテ有之候
間決頭ノ事錦家拜任者相成ガタクト委曲書付ヲ以
殿下江相願候間宜願候旨小森ヨリ牧高橋兩人江申
出候由右者心得ニモ可相成候間申入置候様牧被申
居候段高木申出候尤近衛殿諸大夫江モ相談ノ上近
衛殿江モ願書差出可申候左候者御當職江相回リ可
申候何分猶又其節宜希入候旨申書候ニ付爲心得此
由錦家申入候由也

五月廿一日

小森江行向返答承ノタメナリ父子共他行留主ノ由
其後又行向イニタカヘリ不申旨取次申出

五月十八日

小森典藥頭入來此間中音物ノ謝辭申入度由ナリ予
夕替參勤中不能面會

五月廿二日

辰刻小森江行向ニ品斗音物甚痛入候旨挨拶典藥頭
 ニハ不得面會助面會也頭ノ事至極御尤ノ事ニ
 テ段々勘考モ仕候儀ニ有之候御内々ト被仰候事ユ
 へ他江者不申入候得共縁家共江申入候現在御存之
 通弟ヲチ等モ内縁ノ向モ有之申キカセ候處頭辭退
 ニテハ只今直ノ隱居ト相成元來侍中モ先年辭退仕
 候後只今ニテハ外ニ勤モ無之唯々典藥寮ノツトメ
 斗ニテ右寮頭辭退イタシ候テハ實ニ何ノ勤モ無之
 年若之事ユへ夫モ氣毒ナルモノニテ有之甚以ワカ
 マ、申上候段恐入存候得共先右様ノ事ニテ有之又
 被仰候御趣意ノ處ハ至極御尤ノ御事唯今ノトコロ
 ニテハ勘考中ニテ未決定不仕先御定引ヲ相願度御
 沙汰無之トモ一向如才ハ無之候何卒頭被仰込通相
 成候様頼永儀ニヲイテハ精々存居候儀ニ有之候旨
 也又々頭助等ノ儀者他人拜任ノ事ハ決而不好候得

トモ堂上ト共ニ頭助相交リ寮務仕候儀ニヲイテハ
 此方ニヲイテモ畏入存候旨助ヨリ被申述處也豫承
 之答之仰ノ趣御尤候乍去何卒其處ハ御鹽梅ニテ何
 トソ此度希入候御入魂相叶候様ト奉存候旨申入乎
 先押而頼入置且又何角御懇切ナラテハ相成不申和
 熟仕度旨相頼候トコロ此方ニヲイテモ畏入候旨也
 色々國別ノ醫師兵衛醫師等ノ事トモ相ハナシ種々
 醫談タカイニハナシヤイ至極和シタル様ナリ
 他官ノ儀ハ大膳大夫闕ト存候御申替歟又ハ醫官御
 望ニ候者侍醫御拜任ト申様ノ事ハ如何頼庸儀ハ頭
 ヨリ侍醫拜任仕候若左様ノ思召モ候者此方ヨリモ
 陽明エ添願御可相願候大膳大夫ノ儀モ如何様トモ
 可申合是ハ闕官ノ事ユへ先御手ハヤク方ニ候侍醫
 ノ事ハ頼庸拜任後無之又施藥院使ハ中絶年久ク候
 間御再興モ如何御ムツカシキモノ歟四職ノ内イカ
 ハナトハナシ同様ニ申入平猶家父江彼是可申聞旨

也今日ノトコロニテハ未決定ノ内延引ヲイタシ呉
候様ノ趣也予矢張今日ノ處ニテハ何分其處ハ鹽梅
ノ事頼入置至極御尤ニ存候得共偏入魂頼置即時彼
是申合候様相ナリ候モイカ、先答ノ趣請置唯々押
而何分宜頼入候事

何ソ他官典藥頭同様ノモノニテモ申替候テノ事ニ
候者格別唯辭退ト申候者眞實隱居ト相成何ノ勤モ
無之事故年若ニテ今一段キノトクナルモノニ有之
候トノ事也右ノ次第ニ付待醫且施藥院等ノ事頼易

申出シ御手續キ也一高木江前條ノ趣申入牧高橋等
江申入置被呉候様頼入申候且亦祖父ヨリ亡父頼理
江直ニ典藥頭相讓リ亡父事直ニ典藥頭拜任仕候段
書付ヲ以及返答乎小森ノ被申候ニハ五旬ノ服ノ間
錦小路拜任ノ旨小森申出候ニ付則右ノ返答申入乎

祖父頼尙

寶曆十二年九月廿八日

轉典藥頭

安永五年三月廿四日

辭典藥頭

右在官 十六年

亡父頼理

安永五年三月廿六日

任典藥頭

同年 五月十八日

辭典藥頭

右在官九五十三日

右之通祖父頼尙ヨリ亡父頼理江眞ニ頭拜任仕候儀
ニ御座候

五月廿二日

頼易

同日高木來則鷹司殿江在出候處牧ハ退出高橋話合
居候ニ付今日之始末委ク申入候處一昨日典藥助ヲ
鷹司様江被召候而被仰渡候

今度錦小路家ヨリ頭入魂ニ付内願差出サレ候條頭
助共小森家ノモノト致度存候旨何分錦小路家モ連
綿拜任イタシ來リ候事ユヘ相願候段尤ノ事ニ候タ
トヒ錦小路家庶流ノ事ニ候者其家ノヲトロエヲ本

家ノ事トシテ相好候ハドウカ道ニソムケ候様ニ思召候又豫樂院殿格別ノ御取立有之候モ豫樂院殿ノ御一存ニテ出來候事ニテモ無之夫々被仰達候テノ事時ノ

帝モ有之候事ニテ中々豫樂院殿如何躰ニ思召候テモ相叶候事ニテモ無之何分代々錦小路家典藥頭拜任之事ニ候得ハ今火急ニ辭退可致トモ不被

仰候得共イツレニ入魂承引可有之事ト思召候段高橋ヨリ殿下思召ヲ以被申渡候段則高木江高橋ヨリ沙汰有之候旨承之誠ニ殿下之思召難有徹骨髓又典藥寮史生白散等ノ事ハ其方ニ於テ取斗可申錦小路家ハ典藥頭サヘ拜任致候者其道ハ相立候事トノ事ユヘ左様相心得候様思召候旨也内々願出候事ユヘ内々御返答ニ被及候猶亦陽明ヨリ表向御沙汰モ有之候者前條ノ次第被及御返答候思召之旨典藥助頼永江被仰渡候旨也

右之通被仰出候ニ付典藥助恐入奉存候猶勸考ト申候テ退出仕候旨ニ候事

今四五日モ相立候者又々小森江行向侍醫ト被申替候事如何ト催促ニテ何分度々足ヲハコヒ候上ニテ返答モ無無之候者陽明江願文差出シ可被申候典藥頭致入魂居候自然入魂承引之上者當時頼永助之事故自助頭江轉任の當之事ニ存候得共何卒頭拜任先頼易江相叶候様仕度ト申趣意御願立候者右願書殿下江相回リ可申在候者可然大躰前文之通故典藥頭拜任之事出來可有之ト高橋申居候旨委悉承之實以忝次第溢心根

一 廿五日陽明ヨリ御使唯今參上可仕被召候他行中歸宅入夜也 入夜急參上之處佐竹甲斐守出願ニテ

内府公御口上

今日小森ヲ被召候而今度典藥頭致辭退候成否御尋

有之候處決而其所勞無之候何卒老年迄モ在官仕度
 此節錦家ヨリ入魂有之候得共致辭退候トキハ何ノ
 勤モ無之隱居ト相成候段歎ケ敷儀ニ奉存候偏在官
 有之候様奉願候旨小森家ハ典藥寮ノ事ユヘ何分小
 森家ニ永々在官有之候様仕度且此比入魂ニテ有之
 候處内々ニテ有之儀夫ヲ表向被相願候事イカトシ
 ク杯ト申居候由右之趣ニテハ辭退ノ御聞ト被申上
 候段且所勞ニ依テ辭退ト有之候トハ相違イタシ候
 此處御尋予甚當惑様此願書ノ事子細アリ淡川被申候
 子細ニテ右様相認申處也以之外事也トホウニ相暮レ前
 後迷惑驚入申處心外千萬ナリ乍去此子細言上モナ
 リカタク困苦迫心身必至之難澁暫不能言語イカニ
 モ子細言上ハナリカタク却而蒙御不興候上ハ此上
 恐入候事ト存仍何分恐入唯御斷申上所勞ト申處ハ
 小森江行向候節所勞ニテ有之旁以御聞モ承候ユヘ
 所勞ニテ辭退仕候成ト存候旨申上何分恐入候旨御

斷申上候處

御斷之趣被聞食以後粗畧無之様被仰付候左様

事ニ候者今度之處ニテハ頭在官有之候様

小森江被仰渡候間左様相心得候様頼易江被

仰渡候事

一 右願文ノ事ハ去五月三日淡川宅ニテ佐竹ニ令

面會

淡川曰内實ハ内府公之思召ニテ有之候得トモ佐竹

ノ了間ニテ申入候振合ニテ御座候間必ニ内府公ノ

思召之儀ハ存知無之振合可然典藥頭拜任之事此節

關ニ相及候趣風聞承及候間自然關ニ及候者其節ハ

頭拜任仕度万一助頭江轉任之様二相成候テハ歎ケ

敷候間此段ヲ宜相願度何卒殿下ヘモ御沙汰有之候

様御願込之方可然トノ事也實ハ小森ヨリ願出候節

ハ跡ニ相成候而ハ不宜候間小森ヨリ出願ノ無之内

ニ御願置可然トノ事ニテ則硯宮料番等差出クレラ

レ候程ノ事ユヘ右被申候通尤初端ニ淡川被申候ニハ内實ハ一内府公ノ思召ニ候得共夫ハ存知無之振合ニテ願文シカク早ク可差上トノ事ユヘ淡川内ニ被申候子細兎ニ角差圖ノ通り相認旁以夫ガ思召ト存詰一圖ニ差圖通り相認メ直ニ陽明江持參ト申様ノ事大間違今更無致方絶言語候事トモナリケ様ノナリユキ實ニ多年ノ願望此一舉ニテ心外至極ナリ第一陽明江何共以恐入候次第絶言語乎

累年積月之願望未達思嚴寒ノ稠木不逢春如此之次第紅涙浸双袖鬱結衝胸神只歎愚蒙之微運トイ
エトモ彌先祖江無申譯又後代エ申譯ナク進退コ

ニ相究リ失寢食生ケル心地更ニナシ
高祖父頼庸朝臣ノ述懷ノ歌ナトム
ネニセマリコノイマシメタマフ事

ナト誠骨髓ニ徹シ左ニ記ス

述懷

いにしへにおよへとまてはをも己えよ

たへずもあれな我家の道

先祖ノ眉目ヲ失シ不申様典藥頭ハ一代モ無闕代拜任イタシキタリ候ヲ此儘ニテハ歴代頭拜任ノ内頼易一人典藥頭相闕候テハ後代エ申譯ナク又是迄一代モ無闕頭拜任候先祖對シ申譯ナク終ニ入魂モキ、入ナク上階年限相迫リ候トキハイカントモ致方ナク子々孫々ノ事ヲ思ヒ實ニイケル心地モナシ此ママニテハ彌小森モ申通り小森ノモノト錠ヲリ頭ハ小森ノモノニ究メ付候様相成候テハ頼易代ニ彌究リ切り候テハ實ニ家ニ取不孝ノ罪ノカレカタク尤段々結構莫大之蒙御恩澤候陽明江モ恐入豫樂院殿ノ厚キ御事トモ何トモ恐入晝夜歎入申ス處ナリ頼易一代ニテモ頭相カケ候者後代甚六ケ敷小森ノイキゴミニテハ扱々深ク勘考ナラテハ中々六ケ敷キモノ彼是ヲ思ヒ合セ且タ悲歎ニタエス候是迄累

候積月肝膽ヲクタク先祖ノ眉目ヲ失シザル様存詰
 漸今度頭入魂ノ處不慮如此ノ仕合何トモタトエカ
 タナシ是迄一代モ無鬪拜任イタシ來リ候頭ノ事タ
 ニ決小森ノモノナド、申イキゴミニテハ一代ニテ
 モ頼易事頭相鬪候者夫ヲ例ニ引彌益後代必當家ハ
 頭拜任ノナラヌ事ニイタシ自然ト小森ノモノニナ
 リキリ申候成ト存候得ハ實ニ歎入申候代々拜任仕
 來候ヲ一代相鬪候テハ實ニ歎ケ敷キ事ニ候
 一高木ヲ以牧高橋江前條不都合之段申入候處侍醫
 之事願出可然成ノ事噂ノ由ナリ
 一又小森ヨリ殿下江差上候願文趣意錦小路家ハ小
 森ノ別家ノ事元頼庸之儀ハ云ニ豫樂院殿段々云
 々御寵愛ニテ全豫樂院様御取立ニテ錦小路家相
 立本家ニ取候而ハ甚以衰微ニ相成申候元來右ノ
 次第ユヘ典藥頭助トモニ小森家ノモノニテ錦家
 ヲ拜任ノ儀者決而難相成向來小森ノモノニ仕度

此度奉願候旨此取究相付申度候間此段奉願候由
 且亦屠蘇ノ儀頼庸江小森家ヨリ傳授仕候事故此
 儀モ當家ノ外一切イタサセニシク候間此段モ奉
 願候由内願差出候旨也且此節典藥致辭退候趣ノ
 願文近衛殿江錦家ヨリ差出候寫則小森ヨリノ願
 文ニ相増有之候是ハ何ソ相違ノ事ト思召候由殿
 下被仰候由也別ニ御吟味無之候得共右様ノ事ニ
 候者相談イタシ候者可然事一向是ハヨロシカラ
 ス何カパツト致候事ニテ陽明ヨリ今大路ヲ以小
 森ユ辭退ノ事御尋有之候處決而更ニ夢ニモ左様
 ノ儀無之候段御答申上候由也右様不都合ニテハ
 以後ノトコロアンダレ候事ユヘ此後ノ處陽明
 江ノ願文内見ノ上被差出候様ニトノ事ナリ實ニ
 兼々御頼ノ事ユヘ引請御取持申居候事ニ候間御
 相談ニテ御差出シ有之候様ニト存候由高橋牧等
 申居候事

小森家江牧行向候而猶亦利解可申此儀ハ隨分承引可仕ト高木申居候事

天保六年七月九日

高木下野守ヲ以高橋牧内談之上鷹司殿江侍醫ノ事拜任相窺候

願文如左

右内願ニ及且切紙別通等相添申候テ差上候處未七月廿二日高木來則

殿下江兩人ヨリ申上候處侍醫ノ儀猶表向近衛殿江申入此方江相回リ候者返答可申入唯今土貢ノ儀者難被仰候由尤願出シ候者舊例相除且注進未前前ノ例相用候事難相成候ニ付頼庸拜任ノ例ヲ以相願可然旨御沙汰ノ由也且家筋ノ事只今彼申立候者大造働ニ相成小森ヨリモ又々種々可申出此儀ハ申立無之方可然ト思召候由元來先達ノ節此度ノ處ハ小森家在官ト陽明ヨリ被仰渡候儀一向不得其意候次第

陽明江牧高橋行向今大路ニテモ可申入旨御沙汰ニ候得トモ 殿下ヨリ 内府公江直ニ被仰出候様申上ラレ候トコロ猶其内ノ事ト被仰候也且近々内府公ニ御面會ノ事被爲在候由御沙汰ノ由ナリ錦小路ガ醫者ガ上手ト申ニテモナク代々典藥頭拜任イタシ候事故相願候事又小森ガ醫者ガ上手ト申スモノニテモ猶コレナク小森ヨリ願出候節土御門ハ本家ニテ倉橋ハナニモ天文ノ事ニカ、ワリ不申ナド、グタ／＼例ヲ書タテ内願イタシ候得共是ハ倉橋ハ家別ノ物ヨリ陰陽道ニ相カ、ワリ不申候家ノ事錦小路ハ元來頭拜任イタシキタリ候事ユヘ夫ハ譯ノチガイ申候事ナリト殿下御沙汰ノヨシナリ誠ニアリガタキ御意ノホトフカクカシコマリ入タテマツル

天保四年六月十九日

一高木下野守云元來先達テ典藥權助御内願ノ節

殿下ニハ權助ノ事當時堂上ノ身分トシテ不相當ノ事ニ思召候旨也又典藥頭拜任懇願ノ事コノ儀小森家ト懇切ヲモチ和熟イタシ小森家得心ノ上頭辭退モイタシ候者可然直ニ及入魂小森得心ニテ辭退ニ相成候様イタシ候者可然サナク候トキハ錦小路家無覺束ト思召候旨トカク錦小路家相リキミ候者イヨ／＼小森家モ頭相ハナシ不申シカルトキハ殿下ヨリ何ノ御沙汰ニモヲヨハレカタク唯タガイニリキミ合終ニ錦家ヲホツカナク可相成哉ト則先達ノ節被仰候テ近衛殿江右殿下ノ御趣意ヲ、セイレラレ候旨ニ有之候ヨシ下野守唯今相カタリ申ストコロナリ且亦上首典藥頭下薦典藥助拜任ノ事御定メノ書是ハ近衛殿御先代御當職中近衛殿ギリノ事ニテ

禁中ノ御記錄御吟味御取調ノトコロ一向御記錄ニハ無之

禁中ノ御記錄有之候者急度又思召御取斗モ可有之候得トモ何分近衛殿ギリノ事ユヘ格別右ノ書付ヲ以急度トユウノ事難定トヲ、セラレ候旨也

全躰ハムコウニ持テイルモノヲムリナ事ヂヤコレハ表エイダシリキミダチテハヨロシカラズタゞ懇切ヲモチ入魂イタシ可然ト 殿下被仰ト云々サリナガラ錦小路家ニモ代々無闕典藥頭拜任ノ事ユヘ入魂イタシ可然トヲ、セアラセラル御沙汰ノ由也

天保五年十一月九日

高木下野守來今日牧高橋面會候テ今度一件承候處是ハ醫師ヲ門内ヘ引入不法ノ取斗イタシ候法紀ノ處西大路家ニテ有之御間違ノ事也 黑白分明ニ相ナリ殿下スコシモ御疑念無之則近衛殿ヨリモ何ノ覺モ無之旨證書御到來有之候爲御安心此段申入候旨ニテ候且陽明諸大夫親藤小森ト親族ノコトユヘ且錦小路同家ノ事ユヘ錦家門人ノ内何ソヨロシカラズ人躰モコレナクヤト親藤ヲモチ小森エ陽明ヨリ

御尋有之候處イカ、可有之成有無御即答申上カタ
 ク猶トクト相シラヘ候上ナラテハ申上カタク且ケ
 様ノ事モ有之候間錦小路家エ醫師入門有之候者此
 方江一々相届ケ申候ヤウイタシ度旨陽明江小森典
 藥頭申上ラレ候トコロ小森家江醫師入門ノ節一錦
 小路家江相届候成御尋有之候トコロ其儀ハコレナ
 ク候旨返答ノ由也依之前條ノ趣鷹司殿エ陽明ヨリ
 委曲仰コマレ候處殿下聞食小森此度申出候條不得
 其意御不感心ナリ先其分ニイタシヲキシカルヘク
 ト被仰候テ御頓着不被爲在候 是ハ俗ニ云ツケコミ候ト
 申スモノトノ御沙汰ノヨ
 シナ 右ノイキコミニテハ兼テ錦小路懇望ノ典藥頭
 拜任之事心得方モ可有之ト殿下諸大夫高木江申居
 候一々高木ヨリ申來畢則夫ニ付ソノ様子ニ候者錦
 小路モサソ心配イタサレ候事ト存候旨高木相カタ
 リ候テ何トソ 殿下ノ御威光ニテ頭辭退仕候様相
 成不申候テハトテモ、入魂仕候テモ頭辭退イタ

サレ候事相ナリカタクト高木直ニ相頼置候旨也篤
 度同人ナラヒニ諸大夫謝義申述乎

天保四年六月

一淡川伊勢守曰近衛殿御様子申候ニハ段々昇進ニ
 相成候者公卿ニ近付正四位拜任ノ比ニモ相成候者
 終ニ公卿ニ相成候テハトテモ頭拜任モ相カナイ不
 申候事何卒ト申ス様ノ御趣意ニ候者至極シカルヘ
 ク御様子ニテ急度仕候事トモ承知仕居候ヨシ申居
 候事

(第一冊文書全部終リ)

雑報 II 新刊紹介

朝鮮医学史疾病史 ……本会理事三木栄博士の生涯をかけられた偉大な朝鮮医学史に関する研究は、すでに等身に及ぶ原稿となつて一応完成されていたが、内容浩翰しかも純学術専門書のためそれが出版は絶望視されていた。ところが今回著者は多大の犠牲を払つて謄写版ではあるが自費出版をされた。B5判約千五百頁、別表十四枚別図三枚大型上製本で百部限定の自家版である。本書は今更紹介するまでもなく空前の大業績で、博士の朝鮮医学史三部作のうち二部を収めたもの。近い将来さらに残りの朝鮮医書誌も公刊される由である。本誌に復刊以来連載した朝鮮疾病史は本書の一部、李朝前疾病史である。一本を座右に備えられんことをおすすめる。申込は大阪市阿倍野区晴明通二ノ二日本医史学会関西支部宛、一般頒価二四〇〇円（日本医史学会々員に限り二千円送料不要）限定版につき申込順にて打切り。

正倉院薬物 ……昭和二十三年以来、宮内庁の委嘱により東大名誉教授朝比奈泰彦博士を代表とする斯学の権威十数氏が千二百年の伝統を誇る世界の宝庫奈良正倉院収納の薬物を研究した成果の報告が公刊されたA4判五二〇頁、原色版八枚コロタイプ版九三図、本文中挿図二五七図別に天平勝宝八年の種々葉帳が原物通り複製せるものと附表四枚を添え、表紙は手織の木綿に正倉院文様のホーオーをローケツ染に手染した豪華版、戦後出版の最高水準を行く製本の粋をつくした書物である。内容はこ

れまた改めて紹介するまでもなく宮内庁の特許により宝庫の原品を直接化学分析又は鏡検を行い科学のマスを始め加えた貴重な報告集である。鑑賞用としても適し、学術的にも最高の書というものは比類がない。本書こそその最も好例として広く医学愛好者に推せんし得るものと信ずる。この本も性質上出版部数僅少、頒価も製作実費のままであり今後の入手は困難となるであろう。一部四千円、荷造実費及び送料二七〇円。申込は東京都文京区森川町七九、井上書店(振替口座東京五二四一九)又は京都市中京区新町竹屋町南、便利堂(振替口座京都九一七一)へ四二七〇円前金にて申込みと同時に送本の由、但し売切の節は申込解除。

尾張医科学史考及拾遺 ……本会々員吉川芳秋氏半生の研究に成る尾張を中心とした医史学・科学史の論述一一五篇に図版多数を附しB6版八五〇頁にまとめた本が限定で刊行された。氏はその後、前書に洩れた二六篇の論述を同じ体裁にまとめ拾遺として出版された。二書とも氏が三十年にわたる郷土文化史の研究中、かつて雑誌や新聞にものした原稿を補訂して一書にまとめたものである。肩のこらない、それでいて内容正確、実地に調査した郷土史家ならではの得られぬ貴重な史料が惜しげもなく公開されているのは有難い。申込は名古屋市中区安房町二九、尾張医科学史刊行会(振替口座名古屋六六一九)へ一五五〇円払込みになれば拾遺とも二冊求められる。本書も限定版で残部僅少とのことである。

NIHON ISHIGAKU ZASSHI

Journal of the
Japanese Society of Medical History.

Vol. 6. No. 2.

March, 1956

CONSENTS

Original articles

- On the treatment of the psychosis by Nakagami
Kinkei (1743~1833) Terutane Yamada..... (1)
- Studies on the life of Shozen Kajiwra and his work (1)
(1265~1337, Great doctor in Kamakura ara)
Akira Ishihara(9)

Literature

- Document of Nishikikoji family (Head Imperial official doctor
in Japanese middle Ages) vol. 1.
Tasuku Yamazaki.....(21)

Book review(42)

The Japanese Society of Medical History

(Department of Physiology, Nihon University. School of Medicine.)

Itabashi. Tokyo, Japan.